

2016年速修テキスト5 経営法務【法改正箇所】

法令改正等により、標記書籍に掲載されている内容に変更・追加・削除項目がございます。恐れ入りますが、下記の内容へ変更のうえご利用いただきますようお願いいたします。
(下線部が変更点です)

1. p.50 ③ 経営承継円滑化法による遺留分特例 上から5行目

改正前	改正後
～以外のものに限る) 全員の合意を前提として、～	～以外のものに限る) <u>および後継者</u> 全員の合意を前提として、～

2. p.50 ③ 経営承継円滑化法による遺留分特例 上から12行目

改正前	改正後
行うことができる。	行うことができる。 <u>平成27年の改正により、推定相続人以外の後継者も特例の対象となり、親族外承継の場合も適用できるようになった。</u>

3. p.56 (4) 産業財産権に関する条約 ③ 特許法条約 上から2行目

改正前	改正後
～条約である。 <u>日本が批准または加入する時期は未定であるが、加入に向けて日本国特許法が改正されている。</u>	～条約である。 <u>日本国については2016年6月11日に正式発効した。</u>

4. p.56 (4) 産業財産権に関する条約 ⑦ シンガポール条約 上から3行目

改正前	改正後
商標法条約から独立したものである。	商標法条約から独立したものである。 <u>日本国については2016年6月11日に正式発効した。</u>

5. p.128 (4) 営業秘密に係る不正行為 ④ 行為類型 上から2行目

改正前	改正後
不正競争防止法では営業秘密に係る不正行為として次の6つの行為を規制する（2条1項4号～9号）	不正競争防止法では営業秘密に係る不正行為として次の6つの行為を規制する（2条1項4号～9号）。 <u>また、これらの行為によって生じたもの（営業秘密侵害品）の譲渡・輸出入も規制対象となる（2条1項10号）。</u>

6. p.131 (2) 不正競争行為に対する救済手段 ② 差止請求 上から5行目

誤	正
営業秘密にかかる不正行為には3年の時効と <u>10年の除斥期間</u> ～	営業秘密にかかる不正行為には3年の時効と <u>20年の除斥期間</u> ～

7. p.131 (2) 不正競争行為に対する救済手段 ③ 損害賠償請求 上から6行目

誤	正
平成27年不正競争防止法改正後 <u>は</u> 、侵害者が営業秘密を不正取得したこと、及び <u>当該営業秘密が物の生産方法に係るものであること</u> を損害賠償の請求者が立証した場合に限り、侵害者が当該営業秘密を使用して製品を生産したものと推定する規定が新設される。	平成27年不正競争防止法改正後 <u>により</u> 、侵害者が <u>生産方法等の営業秘密を不正取得したこと</u> 、及び <u>侵害者がその生産方法を使って生産することができる製品を生産していること</u> を損害賠償の請求者が立証した場合に限り、侵害者が当該営業秘密を使用して製品を生産したものと推定する規定が新設された <u>（5条の2）</u> 。

以上